

充電スタンド保守サービス仕様書

株式会社豊田自動織機

本仕様書は、(株)豊田自動織機製充電スタンド(EVC2)の保守サービスに加入した設置主の充電スタンドに適用する。
なお、当社とは(株)豊田自動織機を指すものとする。

1. 保守業務内容

◆保守業務の定義

充電スタンドの稼働可能状態を維持することを目的とした以下の内容。

- 1) 原因調査等を前提とした電話対応等
- 2) 当社が電話確認で必要と判断した場合の出動調査（※1）
- 3) 充電スタンド本体の修理（※2）
- 4) 上記1）～3）に付随する作業

※1：修理が発生せず、出動調査のみで完結する場合も保守業務に含まれるものとする。

お客様の要請による現地調査は、調査費が別途必要。

※2：部品交換にかかる部材費、作業費は保守サービスの料金に含まれる。

◆業務実施期限

出動調査（必要な場合）：原則、設置主からの要請日から当社5営業日以内に日程調整。

修理：原則、日程調整より当社5営業日以内

（ただし、離島への出動、部材/治具の準備に時間を要す場合は別途協議）

※作業時間は、平日9時～17時とする。

※離島：北海道、本州、四国、九州、沖縄本島、淡路島を除く島のことをいう。

2. 製品故障時の修理対応内訳

◆機器の出動調査および修理費は保守サービス料に含まれる。

ただし、以下のとおり故障原因によっては、設置主に修理費が発生する。

故障原因	設置主に発生する 別途費用の有無
部品故障（※3） 販売日から最長8年とする ※4	無
自然災害（水没、雷、風害等）（※5）	有 （※7）
利用者、設置主または第三者による故意、過失	
当社以外での修理及び当社が認めていない改造	
施工説明書に示す施工方法と異なる施工	
取扱説明書に示す取扱方法と異なる使用及び適切でない管理	
消耗品（充電ケーブル）（※6）	

※3 液晶ディスプレイは、画面不点灯不良のみ保守サービスの対象とし、以下の場合は対象外。

対象外のもの：経年使用に伴う照度低下、ドット欠落、画面の焼き付き等の症状。

※4 販売日から8年経過後は、有償対応といたします。

販売日から8年経過後、補給部品が生産終了した場合は、対応できない場合がございます。

※5 作業完了後の調査で自然災害と当社が判断した場合は、後日調査報告書を発行し、発生した費用を請求いたします。

保険会社への連絡は設置主様にてお願いいたします。

※6 消耗品（充電ケーブル）はメーカー保証および保守サービス対象外。

※7 発生した費用については、都度貴社に対して当社が報告し、内容に異議がなければ承したものとします。

貴社との協議の上、別途定めるものとする。

3. 支払い条件

毎年4月から翌年3月末までの保守サービス利用料に関する請求書を、毎年4月末日までに当社から設置主に対して送付し、設置主は5月末までに請求書にて指定された銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、年度途中で保守サービスを開始する場合、サービス利用開始月から翌年3月末までの保守サービス利用料を月割りで算定した金額に関する請求書を、サービス利用開始月の翌月10日までに当社から設置主に対して送付し、設置主は請求書受領月の月末までに銀行振り込みにより支払うこれを支払うものとします。また、年度途中で保守サービスが終了した場合であっても、支払済みの保守サービス利用料の返金はいりません。

以上